

2009年6月24日  
郵便事業株式会社

## 心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に関する報告について

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄）は、総務大臣から、平成20年12月26日（金）、心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に対して当社が講じた対策等について、平成21年3月末から3月毎に1年間報告するよう求められ、また、平成21年6月8日（月）、再発防止策の定着状況と評価及び追加対策の検討状況について、同年6月末までに報告するよう求められており、本日、報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、再発防止策を確実に実施し、制度の適正運営の確立及び定着を図ることにより、サービスの向上とお客様の信頼回復に努めてまいります。

報告の概要は、次のとおりです。

### 1 前回の報告後における措置状況

前回の報告（平成21年3月31日）において、承認刊行物全件に対する有料発売条件具備の調査に関し、提出資料に不備があるため照会中のものが9件ありましたが、そのうち8件については有料発売条件具備を確認しました。1件については、19年度・20年度の差出実績はなく、追加資料の提出がなかったことから、承認を取り消しました。

また、公共機関発行の証明書の再提出要請に対し未提出のもの2件ありましたが、1件は再提出済み、1件は公共機関において発行審査中となっています。

なお、6月23日時点の承認刊行物の件数は、183件となっています。

### 2 再発防止策の定着状況と評価

- (1) 公共機関発行の証明書の発行主体となる公共機関名を、社内マニュアル等において限定列举して明確化すること、
- (2) 支社において差出状況をシステム上で定期的にモニタリングし、特別調査を機動的かつ確実に実施すること、
- (3) 広告掲載量条件の対象に封筒等の外装に掲載された広告を含めること

等の再発防止策は、本年3月1日及び6月1日に実施済みであり、いずれの施策も目的どおり実施されています。

### 3 今回の事件を踏まえた追加対策の検討状況

不適正利用に係る一連の刑事事件を踏まえ、再発防止に係る追加対策を検討しているところであり、現時点における検討状況は、次のとおりです。

(1) 報道されている事項に対する措置

- ア 当社に公共機関発行の証明書が提出された場合、当該公共機関における確認のための通知をするとともに、必要記載事項の有無など外形上の確認を徹底すること。(本年7月実施予定)
- イ 公共機関から営利目的の団体に対して証明書が発行されたとの報道を踏まえ、営利目的の団体ではないことなど証明書の発行基準について関係省庁(厚生労働省及び総務省)と共通認識を形成すること。(本年7月実施予定)
- ウ 不適正利用を行っていた団体が団体名及び刊行物の題号を変更していたとの報道を踏まえ、題号変更の場合は既に公共機関発行の証明書の提出を要することとしているが、団体の名称変更の場合にも同様とすることを検討すること。(本年7月以降)
- エ 有料発売条件を認識していなかったと主張する広告主や発行人が存在するとの報道を踏まえ、広告主や団体等に対し、説明会開催等により制度内容を周知すること。(本年7月実施予定)

(2) リスク管理・コンプライアンスに係る社内委員会において、制度の運用状況を四半期毎に報告し、問題が生じた場合は本社指導による対策を講じる体制を整備すること。

(3) 心身障がい者団体からの要望を踏まえた制度及び取扱いの在り方について検討する場の設置について、その適否を含め、総務省に検討を要望すること。

#### 4 民事請求の状況

(1) 現在、有料発売条件を具備していなかった定期刊行物(21件)を発行していた心身障がい者団体(19団体)に対し、総額約49.3億円を請求しています(昨年12月及び本年3月)。  
また、当社に損害が発生したことについて法的責任があると認められる企業(4社)に対し、総額約29.7億円を請求しています(本年2月)。

(2) 今後、事実関係の判明状況及び事情聴取等により、請求先を拡大していく予定です。  
また、請求額算出の基準を定形郵便物(80円)から定形外郵便物(120円~)に変更し、既請求事案を含め、請求を実施する予定です。

#### 5 社内処分等の状況

本件については、長期にわたって本来の制度が悪用されることを防止することができなかつた深刻な事案と受け止め、前記の再発防止策をとりましたが、これまでの責任を明らかにするため、代表取締役会長及び同社長は報酬月額10分の1につき自主返納3か月、取締役副社長は同2か月、業務担当執行役員及び監査担当執行役員は同1か月、略式起訴(罰金)を受けた社員2名については停職6か月及び1か月、その他の関係社員については訓戒の処分を執行しました。

以上